

自転車損害保険等加入促進動画等制作業務委託仕様書

1 委託業務名

自転車損害保険等加入促進動画等制作業務委託

2 目的

自転車事故の被害者の救済の確保と、加害者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車損害保険等への加入を義務化し、平成30年4月1日から施行した。

自転車利用者に対し自転車損害保険等について正しく理解させ、必要性を感じることで加入に向けた意識を向上させられるような動画等を制作する。

3 委託期間

契約締結日から令和3年1月29日（金）まで

4 業務内容

自転車損害保険等の加入促進のための動画、音声及び画像（以下「動画等」という。）に関するシナリオの企画立案、関係資料・データの収集及び加工、映像制作に係る取材及び撮影、アニメーション・イラスト・テロップ・ナレーション作成、BGM挿入ほか関連業務一式を行う。

(1) 動画等の制作

受託者は次の事項に留意し、動画等を制作する。

ア 基本事項

(ア) 対象

自転車利用者を対象とする。

(イ) 制作物

a 動画データ

- ・インターネット公開用動画 (3～5分程度)
- ・テレビCM用動画 3本程度 (各15秒又は30秒)

b 音声データ

- ・ラジオCM用音声 (20秒)

c 画像データ

- ・チラシ用画像 (A4) (両面)
- ・ポスター用画像 (A3) (片面)

(ウ) 内容骨子

埼玉県では、条例で自転車損害保険等への加入義務を定める趣旨を訴えるものであること。

過去には高額な損害賠償命令が発生しており、被害者の救済の確保、加害者の経済負担の軽減のために必要不可欠であることを訴えるものであること。

未成年者の保険加入にあっては、保護者の責任で加入する必要があることを訴えるものであること。

自動車保険の特約等の個人賠償保険でも対応でき、すでに加入済であるかの確認を促す内容であること。

(エ) その他

- a 制作した動画はそれぞれ字幕版を別途作成するものとする。ただし、セリフ、ナレーション等がなく無音状態で放映した場合にその動画の意図が十分に伝わるものであると認められる場合はこの限りでない。
- b 音声データ及び画像データは、内容骨子を踏まえた上で、動画の内容と統一性のあるものであること。
- c チラシ用画像データは、チラシを見た者が、自転車損害保険等について正しく理解し、加入に向けた意思を向上するものであること。
- d テレビ CM 用動画及びラジオ CM 用音声については、クレジット部分のみ異なるものを3種類ずつ作成するものとする。
- e 動画及び音声データは、クレジット部分の異なる動画、音声及び画像データは、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを通じ放送されるものであることを念頭に制作すること。
- f 企画提案時に、受託者からこれ以外の内容があり、委託者が相当と認めた場合は、これを盛り込むことができる。
- g 内容の詳細は契約後、委託者と受託者が協議し、決定するものとする。

(2) 業務実施計画の作成

本業務の実施計画を立て、工程管理をすること。

(3) 構成・シナリオ作成

動画データについては、若年層から高齢者まで、幅広い世代に分かりやすく、かつ、視聴する者に当事者意識をもって受け止められる表現及び構成（言葉、画面展開スピード）となるよう留意し、映像本編の全体構成及びシナリオ並びにナレーション案を作成した時点で、委託者と協議すること。

音声データ・画像データについては、動画データの内容を踏まえて原案を作成した時点で、委託者と協議すること。

(4) 映像コンテンツ等の作成に必要な業務一切

撮影・録音の手配、出演者の確保、撮影上必要となる許可申請などの手続き等は、受託者において行うこと。ただし、撮影・録音の場所や内容については事前に委託者の承認を受けること。また、CGやアニメーションなど既存映像・静止画データ、音声・音楽データを用いるときは、当該使用に係る権利処理は受託者において行うこと。

- (5) 映像・音声編集及び画像制作に必要な業務一切
テロップ、BGM挿入、ナレーション収録、画像加工等、動画等の編集・演出に必要な業務一切を行うこと。ナレーション言語及び字幕文字等は、日本語対応とする。
- (6) 動画等の作成
動画及びラジオCM用音声の作成に当たっては、仮編集が終わった段階で試写・試聴を行い、委託者の確認を受けた上で行うこと。
画像の作成にあたっては、初校入稿後、校正を経た上で行うこと。

5 業務実施上の条件

- (1) 業務実施に当たっては、全体責任を有し、かつ同種映像作成業務の経験を有する者を管理者として配置するものとし、契約の締結以降完成まで交替しないことを原則とする。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施に当たっては、委託者と協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時報告すること。
- (3) 本業務の中で使用する映像・画像、出演者、技術等において、既に他者が著作権や所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (4) 受託者が本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、承認を得ること。
再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (5) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (6) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (7) 受託者は関係法令を順守し、業務に当たること。

6 成果物

- (1) 納入成果物
- ア 動画データ
 - ・インターネット公開用動画データ
 - ・テレビCM用動画データ
 - イ 音声データ
 - ・ラジオCM用音声データ
 - ウ 画像データ
 - ・チラシ用・ポスター用画像データ

(2) 納入形態・規格等

ア 動画データ

- ・形式：インターネット公開用動画にあつては、H.264コーデック mp4 形式フルHD（1920×1080）、フレームレート 29.97fps で作成し、そのまま Youtube 等のインターネット動画サイトに掲載可能なものであること。テレビCM用データにあつては、別途県が指定するテレビ局（以下、テレビ局という）で受け入れ可能なCM素材の形式であること。
- ・納品方法：インターネット公開用動画にあつては、DVD-ROM（コピーガードを施さないこと）で納品すること。
テレビCM用データにあつては、テレビ局で受け入れ可能なCM素材の規格で、県及びテレビ局に納品すること。

イ 音声データ

- ・形式：別途県が指定するラジオ局（以下、ラジオ局という）で受け入れ可能なCM素材の形式であること
- ・納品方法：ラジオ局で受け入れ可能なCM素材の規格で、県及びラジオ局に納品すること。

ウ 画像データ

- ・形式：AIデータ及びPDFデータで納品すること。
- ・納品方法：DVD-ROMで納品すること。

(2) 納入期限

令和3年1月29日（金）

(3) 権利の帰属等

本業務において制作した動画等に関する全ての著作権は埼玉県に帰属する。
また、受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないこと。

7 その他

- ・本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合、双方協議して解決する。
- ・委託者は今回制作する動画及び音声データについては5年間、画像データについては期間を定めずに放送・掲示できるものとする。